

承認第4号

専決処分の承認を求めることについて（第4号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和7年5月30日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、つくばみらい市都市計画税条例の一部を改正する必要がありましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分しました。

このため、つくばみらい市都市計画税条例の一部を改正する条例について、承認を求めるものです。

専決第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、つくばみらい市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

つくばみらい市長 小 田 川 浩



つくばみらい市都市計画税条例の一部を改正する条例

つくばみらい市都市計画税条例（平成18年つくばみらい市条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第18項中「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のつくばみらい市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。